

# 青森県報

第四千二百二十七号

平成二十八年  
十一月十八日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(高年齢福祉課) ……一

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……一

### 告示

生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉課) ……二

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……二

難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二

### 公告

公有財産の売却に係る一般競争入札……………(行政経営管理課) ……二

県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……四

建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四

右 同……………(三八地域) ……五

右 同……………(西北地域) ……五

右 同……………(同) ……五

### 出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域) ……五

土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……六

## 規則

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十一号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年三月青森県条例第二十七号) 附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年十一月二十二日とする。

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十七年十一月青森県規則第五百号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「五十二万円」を「五十四万円」に、「520,000円」を「540,000円」

に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の規定は、平成二十八年度分の県調整交付金から適用する。

告 示

青森県告示第七百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
三浦 綾子	八戸市長根一丁目一五の九	平成二六・九・一
杉山 叔裕	八戸市大字売市字鴨ヶ池二五の一	" " "
下館 良憲	三沢市桜町二丁目八の一八	" " "
柴田 ひろみ	八戸市大字番町二三の四	" " "

青森県告示第七百二十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十八年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
アイセイ薬局白山台店	八戸市東白山台三丁目二〇の七	平成二六・九・三〇
アイセイ薬局岬台店	八戸市岬台二丁目六の一	" " "

青森県告示第七百二十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイセイ薬局白山台店	八戸市東白山台三丁目二〇の七	平成二六・一〇・一
アイセイ薬局岬台店	八戸市岬台二丁目六の一	" " "
医療法人いしだ医院	青森市花園二丁目四三の二六	二六・一〇・一四

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地（建物、工作物を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
八戸市吹上二丁目四五の一六、四五の三一	宅 地	三九〇・〇三
八戸市吹上二丁目四二の二二、四二の一	雑種地	三三〇・九七
八戸市是川四丁目三の四	宅 地	五七七・五六
八戸市大字鮫町字外ノ沢五の四	宅 地	九一・〇〇
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅 地	二〇九・三三
三戸郡南部町大字森越字上小路七の三	宅 地	六六九・〇三
三戸郡南部町大字下名久井字八森二の四	宅 地	三四六・八五
三戸郡南部町大字大向字後構四九の一	宅 地	八〇三・六九
三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平一の七〇四	宅 地	二、〇八一・五七
むつ市大湊新町五	宅 地	五七八・四九
下北郡大間町大字大間字大間五四の一	宅 地	五〇二・〇七
下北郡大間町大字大間字大間四六の四、四七の二	宅 地	一三八・八二

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課  
青森市中央一丁目の一、二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十八年十二月十三日 午前九時から  
平成二十八年十二月十六日 午後五時まで（必着）

3 開札場所

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎 北棟二階A会議室

4 開札日時

平成二十九年一月六日 午前十時から  
開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市大字油川字岡田三の六の内	宅 地	七、〇二七・五〇平方メートル

- 二 予定価格

七千三百七十八万八千七百五十円

- 三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

- 六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟二階C会議室

2 日時

平成二十八年十一月二十九日 午後一時三十分

- 七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

- 八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

- 九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

- 十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。  
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十八年十一月二十二日午後一時三十分から、青森市大字油川字岡田三の六において現場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九條の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 藤本板金工業

- 二 氏名 藤本 実

- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字見吉一四二の六

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第一〇〇六六八号

- 五 取消年月日 平成二十八年十一月一日

- 六 取消しに係る建設業の許可

- 七 取消しに係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となつた事実

平成二十八年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九條第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 田代電気株式会社

二 代表者の氏名 田代 和博

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字前田二七の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一四三五五号

五 取消年月日 平成二十八年十月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社アイ・コーポレーション

二 代表者の氏名 對馬 久子

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字神山字境山二六の三四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第四〇〇〇六二号

五 取消年月日 平成二十八年十一月四日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社山谷防水

二 代表者の氏名 山谷 博明

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字早蕨一一二の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第四〇〇〇三六号

五 取消年月日 平成二十八年十一月四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、相馬土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年十一月十八日

中南地域県民局長 柏 木 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	溝江 直雄	弘前市大字湯口字一ノ安田七七の一	平成 二六・二六就任
監事	山内 正治	大字黒滝字一ノ川瀬八八の二	"
"	成田 正一	大字五所字野沢一〇九の二	"
"	成田 由弘	大字紙漣沢字山越一六九	"
"	成田 信一	大字相馬字山田二九の一	"
"	石岡 修身	" 字薬師堂下六四の四	"
"	三上 雅永	大字下湯口字村元七九の二	"
"	工藤 幸一	大字恵戸字鳴瀬二六九の四	"
監事	成田 弘志	大字五所字里見五三の一	"
"	成田 功一	大字紙漣沢字山越一一	"
"	清野 和弘	大字下湯口字青柳二一一	"
理事	溝江 直雄	大字湯口字一ノ安田七七の一	六・二六退任
"	山内 正治	大字黒滝字一ノ川瀬八八の二	"
"	成田 正一	大字五所字野沢一〇九の二	"
"	成田 由弘	大字紙漣沢字山越一六九	"
"	成田 信一	大字相馬字山田二九の一	"
"	福田 義雄	" 字羽山根山三六	"
"	石岡 修身	大字下湯口字村元七九の二	"
"	三上 雅永	大字恵戸字鳴瀬二六九の四	"
監事	工藤 幸一	" 字中野三二の六	"
"	山内 逸実	大字黒滝字一ノ川瀬六七の九	"
"	成田 功一	大字紙漣沢字山越一一	"
"	清野 和弘	大字下湯口字青柳二一一	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、青女子堰土地改良区の定款の変更を平成二十八年十一月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年十一月十八日

中南地域県民局長 柏 木 司

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭